

平成26年12月22日
総務省自治行政局行政課

福岡市国家戦略特区会議における追加規制改革事項について

○創業分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解	時期目途
1	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和 (H26.7.3提案)	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務(サービス)」にも拡大する。	【総務省】 役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、当該役務の調達につき、随意契約を可能とする法令上の措置を講ずる。	平成27年中に措置 (全国的に対応)

【参考】第2回 福岡市国家戦略特別区域会議（平成26年9月25日開催）
資料2（抜粋）

○創業分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要	時期目途
1	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和 (H26.7.3提案)	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務(サービス)」にも拡大する。	【総務省】 実施できる方向で検討する。 但し、「新商品として生産する物品」の随意契約と同様、役務の新規性等につき、透明性、公正性等を担保する手続きが必要。	措置につき年内に結論